

## 地理的表示登録は42の産品へ 初の海外産品も

### 第2回地理的表示フェスティバル

- 日時／9月22日(金)～24日(日)
- 場所／イオンモール幕張新都心(千葉県千葉市)
- 主催／(株)JTB西日本
- 内容／地理的表示(GI)保護制度の周知や理解を図るため、GI産品の紹介、試食、販売などのほか、トークセッションや抽選会などのステージイベント、新たな登録産品への登録証授与式など

確立された特性や品質と産地(地名)が強く結びついた名称である“地理的表示(GI)”\*を一般の方へ広く周知し理解を深めてもらうため、(株)JTB西日本は「地理的表示フェスティバル」を開催しました。第2回となる今回は17のGI産品事業者がブースを出展したほか、トークセッションなどのイベントを通じ日本が誇る地域の食ブランドの魅力を伝えていました。

### 17のGI産品事業者がブースを出展し、展示・試食・販売を通じ地域の食ブランドをPR

地理的表示保護制度へは現在42の産品が登録されていますが、今回はその内17のGI産品事業者がブースを出展し一般の方に向けたPR及び同制度の普及啓発が行われました。試食は市田柿や紀州金山寺味噌、八女伝統本玉露などで行われたほか、大分かぼすや三輪素麺の配布も行われ、販売を行うブースも含めて多くの来場者でにぎわいました。

イベント初日のステージでは新たにGIに登録された5産品(新規4品、生産団体追加1品)の登録証授与式が行われ、磯崎陽輔農林水産副大臣より各産品の紹介及び各生産者団体へ登録証の授与が行われました。その一つである「木頭ゆず」は徳島県阿南市那賀町木頭地区で古くから栽培されていた在来品種から長年の選抜により大型で外観の優れた系統を作り出し、さらに、厳しい選果基準を設けて高品質ゆずのブランドを確立しています。昭和30年代からゆずの本格生産・出荷が始まっていますが、現在都内の市場関係者からは「厳しい選果選別や傷・斑点などの少なさなどから業務需要において信頼が高い」と高い評価を得ています。

GI産品産地の県担当者から、「価格上昇や販路拡大も期待されるが、やはりブランドの保護が第一の制度」との意見もありました。制度の本質と照らし合わせ、県内の伝統や特徴ある産品の保護へ生かしたい制度の一つと考えます。



にぎわうGI産品の展示ブース



「木頭ゆず」の展示ブース

### 初の海外産品登録で、2か国相互のブランド保護へ

今回は本制度初となる海外産品「プロシュット ディ パルマ」(イタリア共和国エミリア＝ロマーニャ州パルマ県内の一部地域の生ハム)の登録も行われ、関係者から「日本とイタリア相互で保護されることで、更なるブランド力強化につながる」などのコメントがありました。

地理的表示制度は国際的に広く認知され、知的財産権の一つとして位置づけられており、100を超える国で地理的表示が保護されています。我が国の本制度においても国家間の国際約束によって海外における地理的表示が保護され、反対に海外産品においても農林水産大臣の指定による相互保護が可能となっています。



「プロシュット ディ パルマ」へGI登録証授与

#### \* 地理的表示(GI)保護制度

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称(地理的表示)が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度。

これにより、他の産品との差別化や模倣品の排除、ブランドを守る上での訴訟などの負担軽減のほか、取引の拡大や価格の上昇、担い手の確保なども期待されている。

平成29年9月15日現在で42の産品が登録されている。

<GI登録産品一覧>

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/register/](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/)